

## サービス利用料金表

### ①介護給付費の給付対象となるサービス

介護給付費の給付額を除いた金額（日額）を、当該利用月の利用日数分お支払いいただきます。ただし「障害福祉サービス受給者証」に記載されている「利用者負担上限月額」が当該利用月の上限額となります。なお、介護給付費の給付対象となるサービスの詳細は、サービス利用料金表の別紙①・②「介護給付費の対象となるサービスの内訳」をご覧ください。

### ②介護給付費の給付対象外のサービス

サービスの種類	内 容	金 額	
食 費	施設で召し上がったお食事の代金をお支払いいただきます。	市町村から給付を受けている方	450円
		市町村から給付を受けていない方	740円
おやつ代（お茶代含む）	召し上がったおやつのお代金をお支払いいただきます。 ※（上記食事サービスにかかる金額に含まれております。）	100円 ※	
入浴サービス	入浴にかかわる光熱水費をお支払いいただきます。	250円	
創作的活動	創作的活動にかかわる材料費をお支払いいただきます。	実費	
外出行事	外出行事にかかわる費用（食事代・入場料・交通費・駐車場代等）をご負担いただきます。	実費	
特別な行事	お菓子作り等、特別な行事を行った場合は、行事にかかわる材料費をお支払いいただきます。	実費	
各種証明書交付サービス	在籍証明書や利用証明書など、施設が証明可能な書類等が必要な場合に、ご相談ください。	1件 300円	
複写物交付サービス	施設の資料、その他書類等を複写する場合、施設の複写機をご利用いただけます。複写物や複写枚数によっては対応できない場合もありますので、ご相談ください。	1枚 10円	
駐車場代	通所の手段として自家用車をご利用になる場合、月極めの駐車料金をお支払いいただきます。 ※月の利用予定日数が13日未満の場合は半額となります。	1,000円/月 (※500円/月)	

介護給付費の対象となるサービスの内訳（個別の利用状況）

個別の利用状況等により、金額が設定されています。				
(生活介護)				
サービスの種類	内 容			金 額
障害支援区分に基づく1日あたりの利用料金	「障害福祉サービス受給者証」に記載する障害支援区分に基づき、サービス提供時間別に右記の金額をお支払いいただきます。 尚、サービス提供時間は、個別支援計画に定める「標準的なサービス時間」に基づき、別添資料の金額をお支払いいただきます。	(利用料金の例) サービス提供時間 6時間以上～ 7時間未満  ※その他の提供時間 及び区分別の料金表 は別添資料参照	区分6	1,167円/日
			区分5	867円/日
			区分4	594円/日
			区分3	532円/日
			区分2以下	483円/日
利用者負担上限管理	① 当事業所が管理を行っている方で、当事業所と他事業所をご利用された場合 ② 当事業所が管理を行っている方で、当事業所のご利用が無く他の事業所をご利用された場合。 ①②に該当された場合、1月につき右記の金額をお支払いいただきます。			161円/回
訪問支援	個別支援計画に基づいて、職員がご自宅を訪問しご利用にかかわる相談援助等を行った場合は、1月につき2回を限度として右記の金額をお支払いいただきます。	所要時間1時間未満の場合	201円/回	
		所要時間1時間未満の場合	301円/回	
欠席時の支援	利用を予定していた日に、急病等によりお休みされた場合、職員がご利用についての連絡調整を行うとともに、引き続きご利用を頂くよう相談援助等を行った場合、1月につき4回を限度として右記の金額をお支払いいただきます。			101円/回
送迎	送迎サービスを利用した場合、片道につき右記の金額をお支払いいただきます。			23円/回
	一定の条件を満たす場合、上記に加え右記の金額をお支払いいただきます。			30円/回
利用初期の支援	利用を開始した日から起算して30日以内の期間は右記の金額をお支払いいただきます。			33円/日
重度障害者支援加算(Ⅱ)	(1) 生活支援員のうち2割以上の指定の研修過程(基礎研修)修了者を配置し、厚生労働大臣が定める基準を満たしている重度の障害(区分6かつ行動関連項目10点以上)のあるご利用者に対し、指定の研修課程(実践研修)を修了した職員が作成した支援計画シートに基づき、必要な支援を行った場合、1日につき右記の金額をお支払いいただきます。			387円/日
	(2) 上記を満たした上で、行動関連項目18点以上のご利用者に対して、指定の研修過程(中核人材養成研修)を終了した職員が作成した支援計画シートに基づき、必要な支援を行った場合、(1)の金額に加え、1日につき右記の金額をお支払いいただきます。			161円/日
	① (1)の加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、1日につき右記の金額をお支払いいただきます。			537円/日
	② (2)の加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、①の金額に加え、1日につき右記の金額をお支払いいただきます。			215円/日
重度障害者支援加算(Ⅲ)	生活支援員のうち2割以上の指定の研修過程(基礎研修)修了者を配置し、厚生労働大臣が定める基準を満たしている障害(区分4以上かつ行動関連項目10点以上)のあるご利用者に対し、指定の研修課程(実践研修)を修了した職員が作成した支援計画シートに基づき、必要な支援を行った場合、1日につき右記の金額をお支払いいただきます。			194円/日
	上記の加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、1日につき右記の金額をお支払いいただきます。			430円/日
入浴支援加算	医療的ケアが必要なご利用者、または重症心身障害をお持ちのご利用者に対して、入浴に係る支援を実施した場合、1日につき右記の金額をお支払いいただきます。			86円/日
喀痰吸引等実施加算	医療的ケアとして喀痰吸引等が必要なご利用者に対して、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技術を習得するための指定の研修を終了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき右記の金額をお支払いいただきます。			33円/日
栄養スクリーニング加算	全てのご利用者について、利用開始及び利用中6月ごとに栄養状態の確認を行い、個々のご利用者の栄養状態に関する情報を、担当の相談支援専門員に提供した場合 ※6月に1回を限度として算定			6円/回
栄養改善加算	管理栄養士を配置している、栄養ケア計画を策定し定期的に評価している等、一定の要件に適合する事業所において、低栄養又は過栄養状態にあるご利用者又はそのおそれのあるご利用者に対して、栄養状態の改善等を目的として、ご利用者の心身の状態の維持又は向上に資する栄養改善サービスを行った場合に、1月につき2回を限度として右記の金額をお支払いいただきます。			215円/回
食事提供体制加算	食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること等、一定の要件に適合する事業所において、障害福祉サービス受給者証に記載されている「食事提供体制加算対象者」に該当する方が食事サービスを利用された場合、1食につき右記の金額をお支払いいただきます。			33円/食

※厚生労働省令に基づき、施設の定員に応じて金額が設定されております。

介護給付費の給付対象となるサービスの内訳 (施設の体制)

施設の体制等により、金額が設定されています。

(生活介護)			
加算の種類	内 容	該当する加算	金 額
人員配置体制加算	区分5若しくは6に該当する方、若しくはこれに準じる方がご利用者の合計人数の6割以上であり、生活支援員(ケアスタッフ・看護師・機能訓練指導員等の支援職員)の総数が前年度の利用者数を1.5で除して得た数以上の配置をしている場合。 (ご利用者1.5人:生活支援員1人の割合の配置)	/	345円/日
	区分5若しくは6に該当する方、若しくはこれに準じる方がご利用者の合計人数の6割以上であり、生活支援員(ケアスタッフ・看護師・機能訓練指導員等の支援職員)の総数が前年度の利用者数を1.7で除して得た数以上の配置をしている場合。 (ご利用者1.7人:生活支援員1人の割合の配置)	/	285円/日
	区分5若しくは6に該当する方、若しくはこれに準じる方がご利用者の合計人数の5割以上であり、生活支援員(ケアスタッフ・看護師・機能訓練指導員等の支援職員)の総数が前年度の利用者数を2.0で除して得た数以上の配置をしている場合。 (ご利用者2.0人:生活支援員1人の割合の配置)	/	195円/日
	生活支援員(ケアスタッフ・看護師・機能訓練指導員等の支援職員)の総数が前年度のご利用者の数を2.5で除して得た数以上の配置をしている場合。 (ご利用者2.5人:生活支援員1人の割合の配置)	該当します	55円/日
福祉専門職員配置等加算	常勤で配置されている「生活支援員(ケアスタッフ・看護師・機能訓練指導員・ケアワーク等の支援職員)」のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である職員の割合が3.5割以上の場合。	該当します	16円/日
	常勤で配置されている「生活支援員(ケアスタッフ・看護師・機能訓練指導員・ケアワーク等の支援職員)」のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である職員の割合が2.5割以上の場合。	/	11円/日
	生活支援員として配置されている職員の割合が7.5割以上、または、生活支援員として常勤で配置されている職員のうち、3年以上従事している職員の割合が3割以上の場合。	該当します	7円/日
常勤看護職員等配置加算	看護職員を常勤換算で1以上配置している事業所。 ※常勤換算方法で算出した看護職員の配置数に右記の金額を乗じた 金額をお支払いいただきます。	/	30円/日
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚又は聴覚もしくは言語機能に重度の障害のあるご利用者の数が5割以上の場合であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を40で除して得た数以上の職員を配置している場合。	/	55円/日
	視覚又は聴覚もしくは言語機能に重度の障害のあるご利用者の数が3割以上の場合であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除して得た数以上の職員を配置している場合。	/	44円/日
重度障害者支援加算(Ⅰ)	人員体制加算(Ⅰ)及び常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合であって、重症心身障害のあるご利用者が2名以上利用している場合	/	54円/日
リハビリテーション加算	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が中心となって、ご利用者ごとのリハビリテーション計画を作成し、個別のリハビリテーションを行う場合。	頸椎損傷による四肢麻痺等あり	52円/日
		上記以外	22円/日
高次脳機能障害者支援体制加算	高次脳機能障害を有するご利用者の数が3割以上であって、高次脳機能障害者支援者養成研修を修了した職員を事業所に2%以上配置した上で、その旨を公表している場合。	/	44円/日
就労移行支援体制加算	前年度において、生活介護等を受けた後就労し、6月以上就労継続しているご利用者が1名以上いる場合。その前年度実績人数を乗じた金額。	/	45円/円
介護職員等処遇改善加算	加算(Ⅰ) 介護職員等に対し、加算(Ⅰ)に求められるキャリアパス要件及び職場環境等要件(※1)を満たし処遇改善を行っている場合	/	(イ) 総単位数の9.3%
		該当します	(ロ) 総単位数の9.7%
	加算(Ⅱ) 介護職員等に対し、加算(Ⅱ)に求められるキャリアパス要件及び職場環境等要件(※1)を満たし処遇改善を行っている場合	/	(イ) 総単位数の9.2%
		/	(ロ) 総単位数の9.6%
加算(Ⅲ) 介護職員等に対し、加算(Ⅲ)に求められるキャリアパス要件及び職場環境等要件(※1)を満たし処遇改善を行っている場合	/	総単位数の7.9%	
加算(Ⅳ) 介護職員等に対し、加算(Ⅳ)に求められるキャリアパス要件及び職場環境等要件(※1)を満たし処遇改善を行っている場合	/	総単位数の6.7%	

※厚生労働省令に基づき、施設の定員に応じて金額が設定されております。

(※1) 研修の実施、介護福祉士等の配置、賃金体系の整備、業務改善の取り組み等、(Ⅰ)～(Ⅳ)の加算ごとに定められた要件。加算ごとに要件が異なります。

(定員31人以上40人以下)	サービス提供時間						
	3時間未満	3時間以上～ 4時間未満	4時間以上～ 5時間未満	5時間以上～ 6時間未満	6時間以上～ 7時間未満	7時間以上～ 8時間未満	8時間以上～ 9時間未満
区分6	480円	599円	719円	839円	1167円	1198円	1264円
区分5	356円	445円	534円	622円	867円	890円	955円
区分4	243円	305円	365円	415円	594円	609円	675円
区分3	218円	272円	328円	381円	532円	544円	610円
区分2以下	198円	246円	298円	346円	483円	495円	561円

※金額は1日あたりの利用料金

※ サービス提供時間は、個別支援計画に定める「標準的なサービス時間」に基づきご請求致します。  
網掛け部分は施設の標準的なサービス提供時間を示しています。